

危険物取扱業務に関わる 技術基準と根拠法令 を

網羅した、唯一の用語解説集!

改訂版

危険物取扱者のための 危険物 まるわかり辞典

改訂版
危険物取扱者のための 危険物 まるわかり辞典
 危険物法令実務研究会 編
 危険物取扱者はもとより
 消防関係者、
 危険物取扱者試験受験者にも
 必須の用語集 **改訂版**
 第一法規

本書の特色

- 企業の危険物担当者の実務において必要な用語をシンプルかつ平易に解説!
- 基本的な危険物の用語から法令用語、危険物施設における新規用語を加え、最新の内容に改訂! 基礎的な用語も簡単理解!
- 各用語には根拠法令や関係する施設名を明示! [50音索引]で知りたい用語にすばやくアプローチ!

● 「危険物規制の法体系」「危険物の範囲」「製造所等の区分」をフローチャート等で掲載し、初心者のために危険物について分かりやすく解説した項目を新設!

● キーワード索引の掲載により、利便性が向上!

危険物法令実務研究会 編
 A5判・256頁
 定価2,310円(本体2,100円+税10%)

改訂版のポイント

内容見本

1 危険物規制の法体系

消防法では、1)火災発生の危険性が高い、2)火災が発生した場合にその拡大の危険性が高い、3)火災の際の消火が困難であるなどの性状を有する物品を「危険物」として指定し、これらの危険物について、貯蔵・取扱及び運搬において規制を行うことにより、火災・事故を防止し被害を軽減することとされている。
 なお、法体系及び概要は、次のとおりである。



- 指定数量(消防法で指定された数量)以上の危険物は、危険物せず、危険物施設を設置しようとする基準に適合させ、市町村長等の指定を受ける。
- 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いを行うには、市町村長等の許可を得る。
- 危険物の運搬は数量に関係なく、消防法、危政令、危規則、危告示に定められている。

2 危険物の範囲

消防法(第2条第7項)では、「別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性状欄に掲げる性状を有するものをいう」と定義されている。また、それぞれの危険物の「性状」は、「消防法別表第一 備考」に類別に定義されている。

か

可燃性の微粉が滞留するおそれのある建築物を屋外の高所に排出する設備を設ける必要がある。

可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電気設備は防爆構造とし、静電気の蓄積を防止するとともに、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用してはならない。

ここで、可燃性の微粉が滞留するおそれのある建築物及び場所とは、危険物を露出して取り扱う部分を有する設備等通常の危険物の取扱状態では、可燃性微粉を放出する設備が設置されていない又は、危険物を取り扱う設備の保守、修理等の際、可燃性の微粉を放出する設備が設置されている建築物等が該当する。

(法令)
 危政令 第9条第1項、第18条第1項、第24条
 危規則 第28条の55第2項、第28条の56の2第3項、第28条の57第4項、第33条第2項

(施設)
 製造所、販売取扱所、一般取扱所

可搬式制御機器

顧客に自ら給油等させる給油取扱所において、顧客の給油作業を監視し、制御し、並びに顧客に必要な指示を行うためのタブレット端末(タブレット端末若しくはモバイル決済端末)等の携帯型の電子機器。

可搬式制御機器サーバ機能(API)を搭載した制御卓に設置する制御装置、可搬式制御機器と通信するためのWi-Fiアクセ

ポイント、可搬式制御機器が給油許可エリア内に入っているかを確認するために使用するビーコンと合わせて構成される。

可搬式の制御機器を設けたセルフスタンドにおける位置、構造及び設備に係る技術上の基準は、

- 1 可搬式の制御機器を用いて給油許可を行うことができる事項は、各

新規用語を追加!

の機器を指す。

- 2 可搬式の制御機器の給油停止機能及び一時停止機能は、火災その他災害に際して速やかに作動させることが必要であることから、消防法第11条第1項に基き変更許可を要するものである。

また、可搬式の制御機器を設けたセルフスタンドにおける取扱技術上の基準は、

- 1 可搬式の制御機器を用いて給油許可

特定事業所

第一種事業所と第二種事業所を総称して「特定事業所」という。

(法令)
 石炭法 第2条第6号

特定事項

危険物施設の設置又は変更の工事において完成検査前検査の対象となる事項。特定事項は、工事の工程ごとに定められ、各特定事項ごとに別個の完成検査前検査が課されることとなる。

工事の工程、特定事項及び関連する完成検査前検査の分類は次のとおりとなる。

特定事項の分類			
工事の工程	特定事項	基礎	検査
タンクの基礎及び構築に関する工事の工程	基礎及び構築に関する事項	基礎・地盤検査	
タンクに設置する他の危険物貯蔵施設と同一の危険物のタンクのタンク本体に関する工事の工程	タンク本体に関する事項	溶接部検査	
		塗覆検査	水漏れ検査又は水圧検査

特定屋外タンク貯蔵所については、基礎・地盤検査、溶接部検査等の検査又は水圧検査等を行う。タンク本体については、溶接部検査及び水漏れ検査等を行う。また、タンク本体については、溶接部検査及び水漏れ検査等を行う。

(法令)

消防法 第11条の2第1項、第2項、第3項、第11条の3
 危政令 第8条の2、第8条の2の3

特定防火設備

防火戸、ドレンチャーその他火災を速る設備であって、通常の火災による火熱

が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火災を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの。
 なお危規則第13条の2では、防火戸とされている。

(法令)

- 危政令 第9条第1項第7号他
- 危規則 第13条の2他
- 危告示 第61条第2号
- 平成12年6月9日消防危第60号 建基令 第109条第1項、第112条第1項
- 平成12年5月24日建設省告示第1360号 防火設備の構造方法を定める件

塗覆検査(とふくそう)

地下配管の外面の腐食を防止するために、配管に塗覆検査する。

根拠法令も!

危規則 第13条の4、第23条の2第1項、第28条の9第1項

危告示 第3条
取扱所
 危険物の製造以外の目的で指定数量以上の危険物を取り扱うため、消防法第



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
 Fax. 0120-302-640

関連商品のご案内

複雑な規制を漏れなく、容易に確認・共有できるWEBツール！

危険物セレクション

- ① 保有している危険物施設に必要な情報を一覧表示！
ひとめで必要な情報がわかります。
- ② 新任担当者をサポートするコンテンツを登載！
法改正チェックの負担も軽減！
- ③ 情報の共有化で照会対応の負担を軽減！



コンテンツ一覧		
ニュース	改正前情報、公布・施行情報、事故情報などの情報を掲載	
改正情報	法令の改正・制定・廃止情報について、施設区分、公布日、施行日等での絞り込み可能	
法令・通知・実例集	法令、通知（昭和～）、行政実例の原文掲載（法令↔通知のリンクを実現）	
チェックリスト解説	危険物施設（12施設）毎の規制基準をチェックリスト形式で一覧化	
用語集	危険物関係の用語約500語を収録	
資料集	申請手続・書式	危険物施設の設置、変更許可申請書等の留意事項や雛形と記載例を収録
	事故事例	危険物施設に係る事故事例を一覧収録
	はじめての人でもよく解る！ やさしく学べる 危険物関係の法律	初心者でも体系的に学ぶことができる解説資料
	消防本部	消防本部サイト、例規集、消防本部の書式サイト、ポイントガイド
	官庁資料	消防庁発出の資料を格納
相談室	危険物関係法令に関する相談窓口（ファイル添付可能）	
FAQ	相談室に寄せられた内容をFAQとして収録	
メールマガジン	改正情報をはじめ、各コンテンツの更新情報等をお知らせ	

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書（第一法規刊）

改訂版 危険物取扱者のための危険物まるわかり辞典

●定価2,310円（本体2,100円＋税10%） [コード073296]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

（いずれかを✓で選択ください。） 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのお購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____ 住 所

機関名 _____ 部署名 _____ 公用 私用

フリガナ _____ TEL _____
ご氏名 _____ 様 ④ E-mail _____ ④

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（https://www.daiichihoeki.co.jp/support/contact/contact.php）からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎ FAX.0120-302-640

書店印